

三重県告示第 178 号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和 2 年三重県規則第 1 号）第 18 条第 2 項に規定する土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の規定による手続に係る書類であって知事が別に定めるものを第 2 に、同条第 3 項に規定する土砂等の汚染のおそれがないことの確認として知事が別に定めるところを第 3 に定め、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土砂等の汚染のおそれがないことの確認に係る書類等を定める旨

第 1 定義

特定有害物質 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 の上欄に掲げる項目に規定する物質をいう。

第 2 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づく書類

次のいずれかによるものとする。

- 1 土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法規則」という。）様式第 6）及びその添付書類（同条第 3 項の規定による調査命令が発出されなかった場合に限る。）
- 2 土壤汚染対策法第 4 条第 3 項の規定による調査命令が発出されなかったことを確認できる書類
- 3 三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査の結果の記録及び当該調査に係る書類

第 3 土砂等の汚染のおそれがないことの確認に係る調査方法等

1 土地の利用状況等の調査

土砂等の発生場所から搬入された土砂等に係る土地（以下「調査対象地」という。）について、土地の利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を調査し、把握すること。

2 試料採取の方法等

(1) 試料採取等の対象

1 の調査の結果、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに次表の左欄に掲げる土地の区分に分類し、ロ又はハに分類される土地について、当該土地のロ又はハの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める土砂等の量ごとに試料採取の対象とすること。

土地の区分	試料採取の対象とする土砂等の量等
イ 汚染が存在するおそれがないと認められる土地 調査対象地が法規則第 3 条の 2 第 1 号に掲げる土地の区分に分類する土地その他基準不適合土砂等が存在するおそれがないと認められる土地	—
ロ 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 調査対象地が法規則第 3 条の 2 第 2 号に掲げる土地の区分に分類する土地その他特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地（イに掲げる土地を除く。）又は調査対象地の土砂等の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがないとはいえないと認められる土地	900 立方メートル以下の量ごとの土砂等
ハ 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 イ及びロに掲げる土地以外の土地	100 立方メートル以下の量ごとの土砂等

(2) 試料採取の方法

(1)の規定により試料採取等の対象とされた土砂等の中心部分（当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあつては、当該部分）の土砂等を採取すること。

3 調査対象物質

1 の調査結果により把握した特定有害物質（次表の左欄に掲げる特定有害物質にあつては、同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素	ジクロロメタン
-------	---------

1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

4 測定方法

法規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法とする。

5 確認する書類

- (1) 2(1)イに規定する土地の場合にあつては、1の調査結果に係る書類
 - (2) 2(1)ロ又はハに規定する土地の場合にあつては、1の調査結果に係る書類及び3により調査対象物質となつた特定有害物質を4により測定を行った結果を証する書面（環境計量士（計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。）が発行したものに限る。）
-